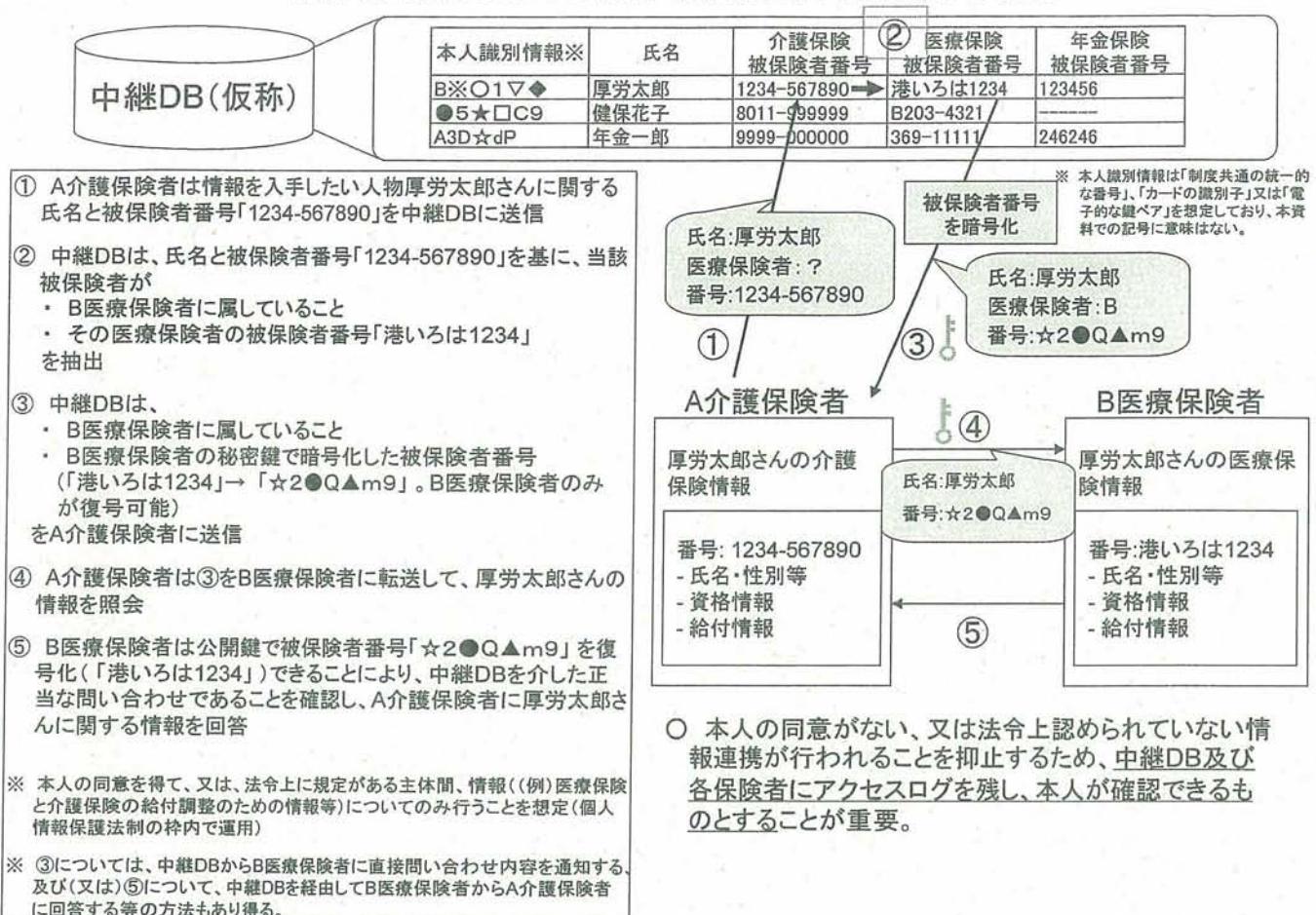


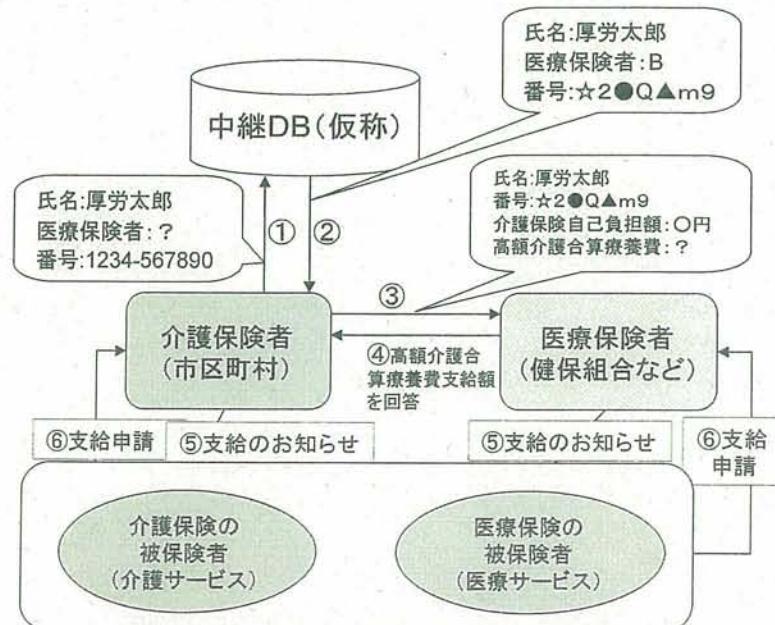
保険者間をまたがった資格・給付調整の実現方法例(案)



中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(1)

例1:高額介護合算療養費の受給手続(案)

- 介護保険者(市区町村)は、毎年度各介護保険受給者について中継DB(仮称)に所属医療保険者を問い合わせ
- 中継DBは受給者の所属医療保険者名と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- 介護保険者は所属医療保険者に対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、介護保険給付の自己負担額を伝達するとともに、医療保険者からの高額介護合算療養費の支給額を問い合わせ
- 医療保険者は介護保険者に高額介護合算療養費の支給(予定)額を回答
- 介護保険者・医療保険者は社会保障ポータル(仮称)等を通じて受給者に高額介護合算療養費が支給されること及び支給予定額をお知らせ
- 受給者は、電子申請(又は書面申請)により、介護保険者・医療保険者に支給申請(添付書類は不要)



効果

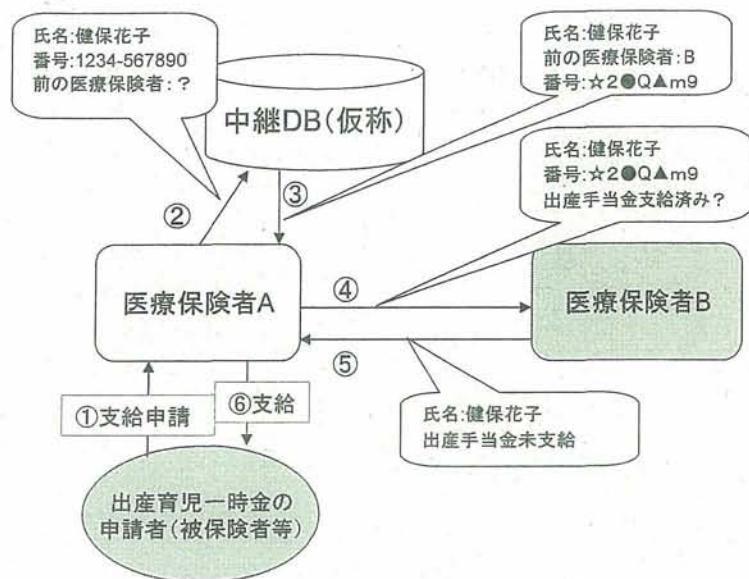
- 申請の際に添付書類(自己負担額証明書)が不要に
- 高額介護合算療養費が受給できる場合、支給予定額と併せて自動的に保険者からお知らせ(給付漏れの防止効果)
- ペーパレス化により保険者事務の効率化が図れる
- 保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

※ 上記の実現には、介護保険法の手続規定(現行では、最初に受給者からの申請が必要とされている)等の改正が必要。

中継DB(仮称)を使った保険者間情報連携の適用例案(2)

例2:出産育児一時金の支給調整

- ① 申請者は医療保険者Aに出産育児一時金の支給を申請
- ② 申請を受けた医療保険者Aは、申請者の同意の上で、中継DB(仮称)に申請者の異動前の(又は異動後の)所属医療保険者を問い合わせ
- ③ 中継DBは医療保険者Aに異動前の(又は異動後の)所属医療保険者名(B)と暗号化した医療保険被保険者番号を送信
- ④ 医療保険者Aは医療保険者Bに対し、暗号化された医療保険被保険者番号を元に、申請者に対して出産育児一時金を支給状況を問い合わせ
- ⑤ 医療保険者Bは医療保険者Aに支給の有無を回答
- ⑥ 支給調整が必要なれば、医療保険者Aは申請者に出産育児一時金を支給



効果

- これまで電話等で行っていた保険者間の出産育児一時金支給状況の問い合わせ事務を軽減
- 申請者からも保険者間の情報のやりとりを自分で確認できるので安心

- 上記のほか、将来的には、社会保障における様々な局面での活用が考えられる。